市有物件売却のご案内

（一般競争入札）

２０２６年１１月１９日（木）　入札

町 田 市

目　次

1．一般競争入札の概要
一般競争入札による市有物件売却の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

２．物件案内
物件調書、最低売却価格、案内図、現地写真、地積測量図、公図・・・Ｐ４

３．一般競争入札 参加案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１０

４．提出書式
・一般競争入札参加申込書兼受付書（様式①）・・・・・・・・・・・・Ｐ１７
・誓約書（様式②）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１９
・委任状（様式③）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２１

５．参考資料
・土地売買契約書（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２３
・関係法令 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２９

■ お問合せ先は本書の巻末です。

１．一般競争入札の概要

一般競争入札による市有物件売却の流れ（概略）
（詳細は本文「一般競争入札 参加案内（Ｐ１０～）」を参照願います）

【１】案内書の配布と入札の受付
（案内書配布）２０２６年１０月１日（木）～１１月１３日（金）
（入札の受付）窓口：２０２６年１０月１日（木）～１１月１３日（金）
郵送：２０２６年１０月１日（木）～１１月　６日（金）（必着）

【２】入札保証金の納付
２０２６年１１月１９日（木）入札受付前（午前１０時）まで

【３】入札
２０２６年１１月１９日（木）午前１１時
※受付：午前１０時から１０時４５分まで

【４】売買契約締結　２０２６年１２月１８日（金）まで

【５】売買代金全額納入　売買契約締結から３０日以内

【６】所有権移転登記
※売買代金納入確認後に町田市が移転登記を行います。

【７】登記識別情報通知書の受け渡し

以上で全ての手続き完了です。

2. 物件案内

入札参加案内・契約書（案）の内容、現況及び利用制限等を確認の上、お申込みください。また、物件の引渡しは現状有姿で行いますので、必ず現地をご確認ください。

物件調書

<table>
<tr><td rowspan="2">物件の表示</td><td>所在・地番</td><td colspan="5">① 東京都町田市金井ヶ丘二丁目２３０８番１４
② 東京都町田市金井ヶ丘二丁目２３０９番４５</td></tr>
<tr><td>実測</td><td>① 280.29 ㎡
② 219.68 ㎡
合計:499.97 ㎡</td><td>地目</td><td>(公簿)雑種地</td><td>形状</td><td>西傾斜地</td></tr>
<tr><td colspan="2">道路幅員及び接面状況等</td><td colspan="5">町田市道鶴川１５６３号線（現況幅員約 6.0m）に接し、接道部分が約 2m高い擁壁となっています。(接道部分約 16m)</td></tr>
<tr><td rowspan="6">法令等に基づく制限</td><td>区域区分</td><td colspan="2">市街化区域</td><td>日影規制</td><td colspan="2">3-2ｈ/1.5m</td></tr>
<tr><td>用途地域</td><td colspan="2">第一種低層住居専用地域</td><td>特別用途地区</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>指定建蔽率</td><td colspan="2">40%</td><td>指定容積率</td><td colspan="2">80%</td></tr>
<tr><td>高度地区</td><td colspan="2">第一種高度地区</td><td>防火準防火地域</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>その他の制限</td><td colspan="5">敷地面積の最低限度：120 ㎡
高さ制限：10m</td></tr>
<tr><td colspan="6">※上記詳細は、土地利用調整課（TEL.042-724-4256）及び建築開発審査課開発審査係（TEL.042-724-4395)、建築審査係（TEL.042-724-4413）へお問合せください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">私道の負担等に関する事項</td><td>負担等の有無</td><td>無</td><td>負担等の内容</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="6">供給処理施設の状況</td><td>施設の種類</td><td>引込状況</td><td colspan="2">事業所等</td><td colspan="2">連絡先</td></tr>
<tr><td>電　　気</td><td>無</td><td colspan="2">東京電力エナジーパートナー(株)
多摩カスタマーセンター</td><td colspan="2">0120-995-661</td></tr>
<tr><td>上 水 道</td><td>無</td><td colspan="2">東京都水道局町田サービスステーション</td><td colspan="2">0570-091-101</td></tr>
<tr><td>下 水 道</td><td>無</td><td colspan="2">町田市下水道部下水道管理課</td><td colspan="2">042-724-4328</td></tr>
<tr><td>都市ガス</td><td>無</td><td colspan="2">東京ガス(株)お客様センター</td><td colspan="2">0570-002-211</td></tr>
<tr><td colspan="6">① 供給処理施設の引込についての詳細は、各供給処理事業者へお問合せください。
② 各供給処理施設については、供給能力等の関係で買主が希望する開発計画・建築計画等の実現が出来ない可能性があります。入札に関しては、各供給処理事業者に、希望する開発計画・建築計画等の可否を必ずご確認ください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">位　　置</td><td colspan="5">小田急線「玉川学園前」駅から北東へ約 1,300m（道路距離）
※概算　以下同様。</td></tr>
<tr><td colspan="2">交　　通</td><td colspan="5">小田急線「玉川学園前」駅から徒歩約 21 分。神奈川中央交通「八幡神社前」バス停から徒歩約 8 分。「笹子」バス停から徒歩約 6 分。</td></tr>
</table>

公共機関等	市　役　所	当該土地から北方約 2,200m（道路距離）に鶴川市民センターがあります。
	学　　校	当該土地から西方約 1,000m（道路距離）に市立金井小学校があります。 当該土地から北西方約 850m（道路距離）に市立金井中学校があります。
	消　防　署	当該土地から西約 3,200m（道路距離）に町田消防署があります。
	郵　便　局	当該土地から南西方約 1,700m（道路距離）に玉川学園前郵便局があります。
	店　　舗	当該土地から西方約 270m（道路距離）にコンビニエンスストアがあります。
留意事項	○敷地内に隣接地に跨がる擁壁があります。	
	○法地・擁壁等、現状有姿で引渡しを行います。	
	○下水道供給処理区域外で、浄化槽の設置等が必要です。	
	○現地にて全ての境界標を確認しています。なお、境界標の設置状況等が地積測量図と異なる場合（移動、破損、焼失）は「現状渡し」となります。	
	○当該土地の地下埋設物及び地盤、土壌汚染その他の調査は行っておりません。隠れた瑕疵があった場合は、買主の負担となります。	

最低売却価格	￥５，５００，０００－

＜案内図＞

＜現地写真＞

（北西道路から撮影）

＜地積測量図＞

2308 番 14

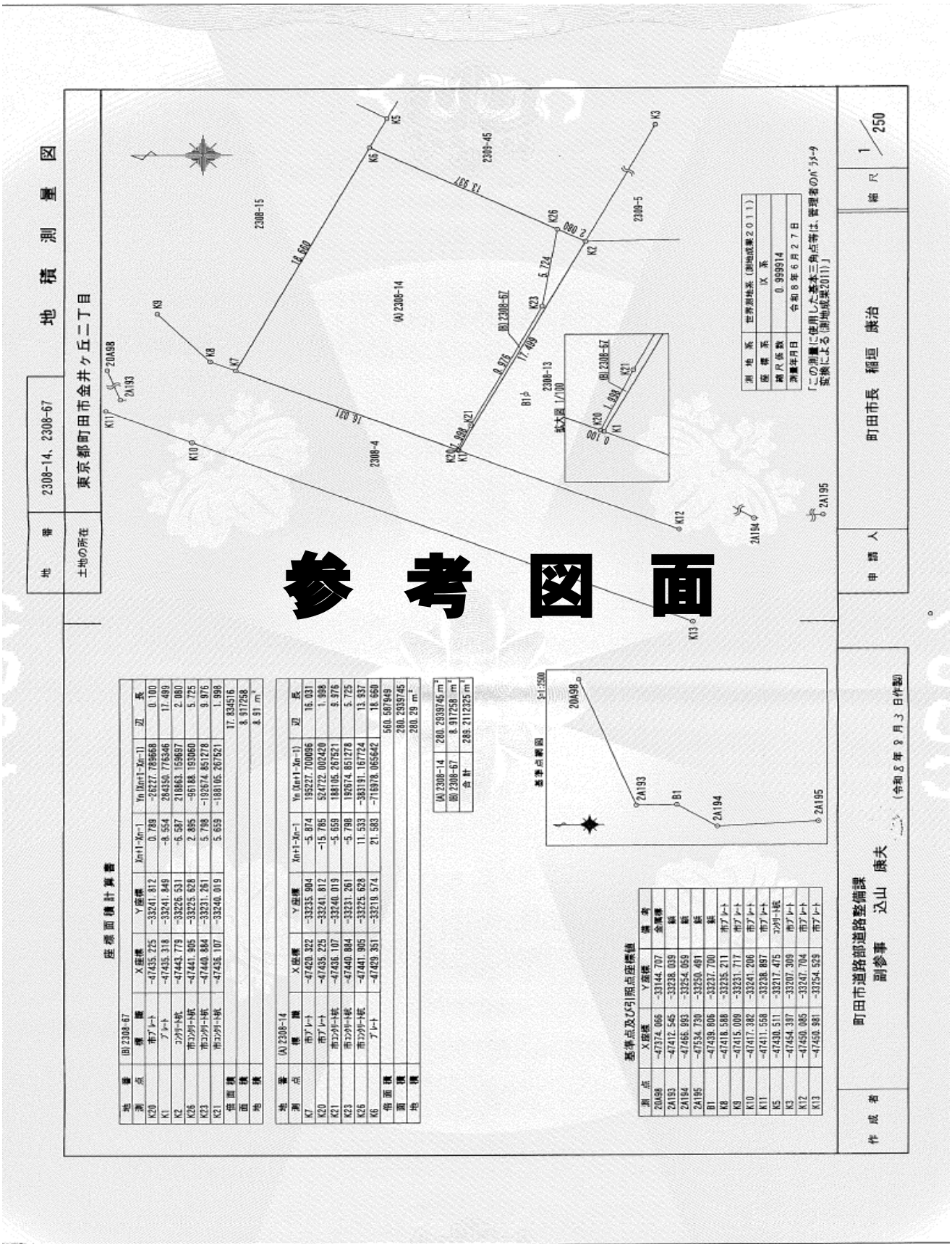

2309 番 45

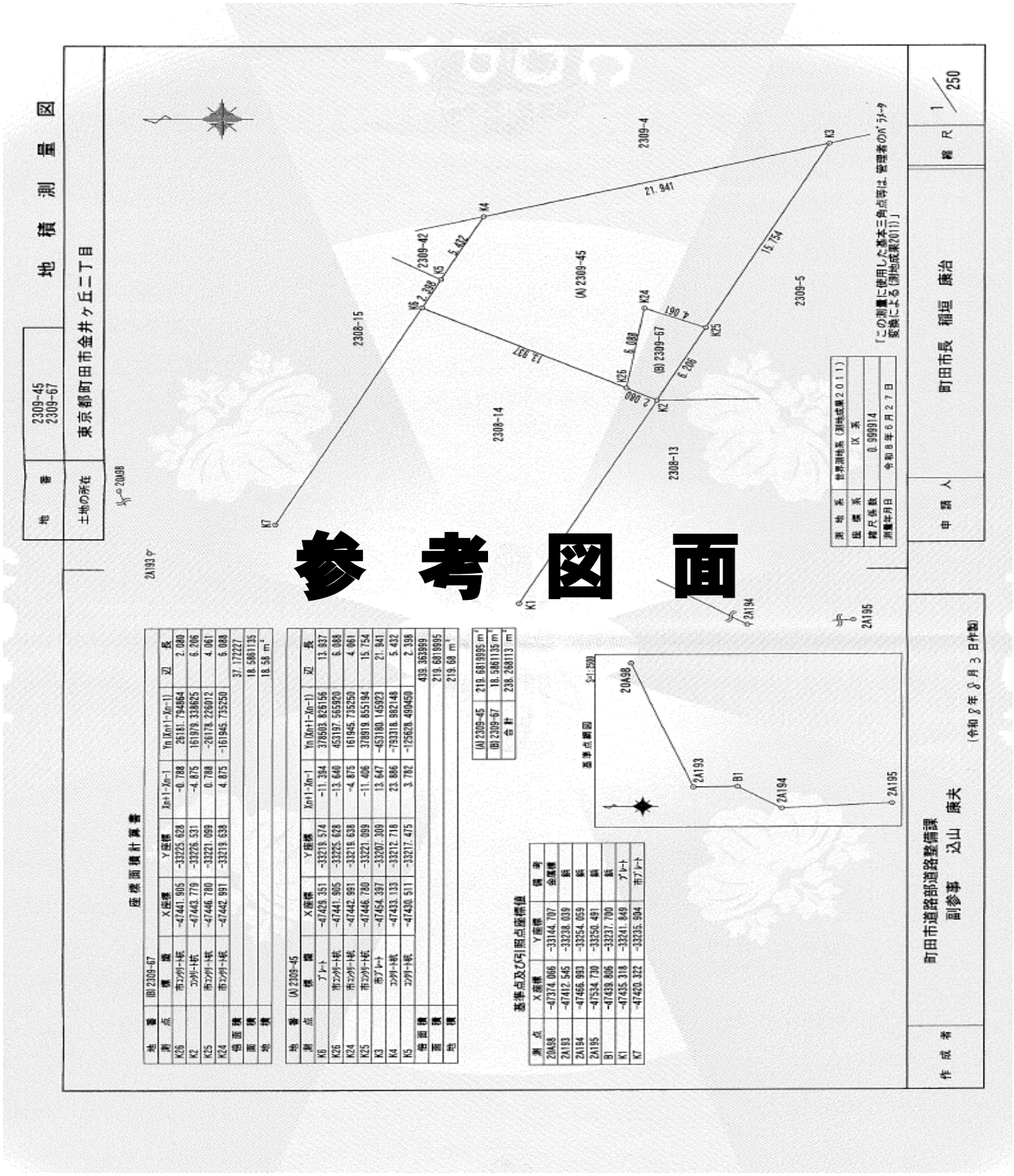
地積測量図
地番 2309-45 2309-67
土地の所在 東京都町田市金井ヶ丘二丁目
参考図面
(A) 2309-45
(B) 2309-67
2308-15
2308-14
2308-13
2309-4
2309-5
K1
K2
K3
K4
K5
K6
K7
K24
K25
K26
2A193
2A194
2A195
20A98
B1
21.941
15.754
13.937
12.939
5.432
2.398
2.080
4.061
6.088
6.206
測地系 世界測地系（測地成果２０１１）
投影系 ＵＴＭ系
縮尺係数 0.999914
測量年月日 令和８年６月２７日
「この測量に使用した基本三角点等は、管理者のﾎﾟﾗﾝｸｰ
観測による（測地成果2011）」
申請人 町田市長 稲垣 康治
縮尺 1/250
作成者 町田市道路部道路整備課 副参事 込山 康夫
（令和８年８月３日作製）
座標面積計算書
地番 (B) 2309-67
測点 標識 X座標 Y座標 Xn+1-Xn-1 Yn(Xn+1-Xn-1) 辺長
K26 市ｺﾝｸﾘｰﾄ杭 -47441.905 -33225.628 -0.788 26181.794864 2.080
K2 ｺﾝｸﾘｰﾄ杭 -47443.779 -33226.531 -4.875 161979.338625 6.206
K25 市ｺﾝｸﾘｰﾄ杭 -47446.780 -33221.099 0.788 -26178.226012 4.061
K24 市ｺﾝｸﾘｰﾄ杭 -47442.991 -33219.638 4.875 -161945.735250 6.088
倍面積 37.172227
面積 18.5861135
地積 18.58 m²
地番 (A) 2309-45
測点 標識 X座標 Y座標 Xn+1-Xn-1 Yn(Xn+1-Xn-1) 辺長
K6 ｱﾙﾐﾌﾟﾚｰﾄ -47428.351 -33219.574 -11.394 378503.826156 13.937
K26 市ｺﾝｸﾘｰﾄ杭 -47441.905 -33225.628 -13.640 453197.565920 6.088
K24 市ｺﾝｸﾘｰﾄ杭 -47442.991 -33219.638 -4.875 161945.735250 4.061
K25 市ｺﾝｸﾘｰﾄ杭 -47446.780 -33221.099 -11.406 378919.855194 15.754
K3 市ｱﾙﾐﾌﾟﾚｰﾄ -47454.397 -33207.309 13.647 -453180.145923 21.941
K4 ｺﾝｸﾘｰﾄ杭 -47433.133 -33212.718 23.886 -793318.982148 5.432
K5 ｺﾝｸﾘｰﾄ杭 -47430.511 -33217.475 3.782 -125628.490450 2.398
倍面積 439.363999
面積 219.6819995
地積 219.68 m²
(A) 2309-45 219.6819995 m²
(B) 2309-67 18.5861135 m²
合計 238.268113 m²
基準点及び引照点座標値
測点 X座標 Y座標 備考
20A98 -47374.066 -33144.707 金属標
2A193 -47412.545 -33238.039 鋲
2A194 -47466.993 -33254.059 鋲
2A195 -47534.730 -33250.491 鋲
B1 -47439.886 -33237.700 鋲
K1 -47435.318 -33241.849 ｱﾙﾐﾌﾟﾚｰﾄ
K7 -47420.322 -33235.994 市ｱﾙﾐﾌﾟﾚｰﾄ
基準点網図 (21.520)

＜公図＞

（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部分	所　在	町田市金井ヶ丘二丁目				地　番	2308番14		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日（原図）	昭和56年11月30日			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年9月16日
東京法務局町田出張所
請求番号：17-1　　登記官　　加藤知行
(1/1)

公用

３．一般競争入札 参加案内

町田市が行う市有物件売却にかかる一般競争入札に参加される方は、次に掲げる事項を確認・承諾の上、お申込みください。

なお、諸般の事情により入札を中止する可能性もありますので、予めご了承ください。

１　入札対象物件

対象物件は１件です。（２筆合計の売却です。最低売却価格も２筆合計です。）

本案内書Ｐ４以降の『物件調書』をご参照ください。

２　入札参加資格

①入札の参加は個人及び法人です。

※　地方自治法施行令第１６７条の４第１項に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者）は参加できません。

※　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員は参加できません。

②共有で所有権登記を希望される場合は、共有予定者全員連名でのお申込みとなります。

３　入札数の制限

一法人（一世帯）につき一申込みとなります。

４　入札当日までの手続き

①現地確認

・申込み前に現地を確認してください（現地に看板があります）。

・現地未確認であっても入札参加可能ですが、現地状態を全て承知しているものとみなします。

・以下の期間にてメールで質問を受け付けます。回答については、１０月２３日（金）午後４時にホームページ上で公開予定です。

メール質問受付期間	２０２６年１０月１日～１０月１６日
専用アドレス	mcity8520@city.machida.tokyo.jp

※１０月１６日を過ぎると上記アドレスには送信できなくなります

②参加申込

申込方法	・窓口申込　　・郵送申込
申込期間	【窓口申込】 ２０２６年１０月１日（木）～２０２６年１１月１３日（金） 午前８時３０分から午後５時まで （平日のみ受付。土・日・祝日は受付不可） 【郵送申込】 ２０２６年１０月１日（木）～２０２６年１１月６日（金）（必着）
受付場所（郵送先）	〒１９４－８５２０ 東京都町田市森野二丁目２番２２号　町田市庁舎５階 ５０４窓口 町田市 財務部 市有財産活用課 財産活用係
必要書類	【窓口申込】 ・一般競争入札参加申込書兼受付書（本案内書　様式①） ・誓約書（本案内書　様式②） 【郵送申込】 ・窓口申込に必要な書類 ・返信用封筒（角形２号）　※送付先を記入してください。 ・返信用切手（１８０円分） ※必要書類を全て同封し、簡易書留郵便にて上記郵送先まで送付してください。 ※封筒の表面に「一般競争入札申込」と朱色で記載してください。 ※申込受付時に不足書類がある場合や、入札保証金額が記載されていないものは受付できません。

③入札関係書類の交付

・申込受付時に、入札に必要となる書類（下記参照）を交付します。

【申込受付時に交付する書類５点】
①一般競争入札参加申込書兼受付書の複写（受付印及び受付番号記載のもの）
②入札保証金納付書（３連綴り）
　※納入通知書兼領収書、納入済通知書、原付
③入札書
④入札封筒
⑤入札保証金返還依頼書

郵送申込を行った場合は、受付後に「入札関係書類」を町田市から発送します。

なお、１１月１２日（木）までに書類が届かない場合は、お手数ですが市有財産活用課までご連絡いただきますようよろしくお願いいたします（連絡先巻末）。

５　入札保証金の納付と返還

① 入札保証金は、事前納付です。
入札保証金は、各自の入札金額の１００分の３以上の金額が必要です。申込時に納付書を作成しますので、入札保証金額を決めてから申込をお願いします。一度納付した入札保証金は変更できませんのでご注意ください。

② 入札保証金の納付は、２０２６年１１月１９日（木）の午前１０時までです。

③ 落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札終了後に振込により返還します。
入札終了後に、入札保証金返還依頼書（申込時交付）を提出してください。なお、返還振込み手続きは市にて納付の確認が取れたあとに行います。納付の確認まで最大２週間（市外の銀行などの場合）程度かかります。また、返還の完了は、納付の確認後から概ね４週間前後かかりますので、予めご了承ください。
※市庁舎１階の指定金融機関派出所にて納付の場合は２～３日で納付確認できます。

④ 落札者が納付した入札保証金は、契約額の一部に充当するため返還いたしません。

⑤ 入札保証金に利息は付きません。

⑥ 入札保証金の納付後に入札を辞退する場合は、入札保証金を返還しますが、落札決定後に契約の締結に応じない場合は、入札保証金をお返しできませんのでご注意ください。

⑦ 落札者決定後の契約日については、入札保証金の入金が市で確認された後となりますので、ご了承ください。

６　入札当日

（１）受付

受付日時	２０２６年１１月１９日（木）午前１０時～１０時４５分 ※締切時間前であっても全参加者の受付が完了した場合は、その時点で受付終了とします。
受付場所	町田市庁舎　５階　市有財産活用課　５０４窓口
必要書類	（申込受付時に交付したもの　５点） ・一般競争入札参加申込書兼受付書の複写 ※受付印と受付番号記載のもの ・入札書 ・入札封筒 ・納入通知書兼領収書原本（領収書印の押されているもの） ・入札保証金返還依頼書（納入通知書兼領収書のコピーを貼付） （必要に応じて） ・委任状（本案内書　様式③）※代理人による入札の場合のみ

（２）　入札及び開札

入札日時	２０２６年１１月１９日（木）　午前１１時～１１時３０分 ※入札開始時間は、受付状況によって早まることもあります。
入札場所	町田市庁舎　会議室（受付時にご案内します）
開　札	入札時間終了後、もしくは、全参加者が入札を終了した時点で開札

＜入札及び開札の注意点＞

① 入札の参加は、入札会場に入場した方のみです。また、入札会場入場時は、一般競争入札参加申込書兼受付書の複写（申込受付時に交付）が必要です。
② 所定の入札用紙を使用し、記載漏れがないようにしてください。
③ 入札金額は、町田市提示の最低売却価格以上の金額で、物件価格の総額を表示してください。
④ 提出した入札書については、変更や撤回はできません。
⑤ 代理人による入札を行う場合は、本書様式集にある「委任状」が必要です。また、代理人本人の身分証明書（免許証等）も必要です。
⑥ 開札は、入札者立会いの元で行い、入札者の氏名・法人名、及び金額を公表します。
⑦ 入札回数は１回とし、再度の入札は行いません。
⑧ 開札に立会う入札者がいない場合は、町田市職員を立会わせます。

（３）　無効となる場合

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

① 入札資格がない者の入札
② 入札保証金を納付しない者の入札
③ 入札金額の１００分の３に満たない入札保証金を納入した者の入札
④ 最低売却価格に達しない金額での入札
⑤ 入札書の記載事項が不明、または入札書に記入漏れや印漏れのあるもの
⑥ 入札書の金額の表示を改ざん、または訂正したもの
⑦ 同じ物件について２通以上の入札書を提出した者の入札
⑧ 他人の代理を兼ね、または２人以上の代理をした者に係る入札
⑨ その他、指定した事項に違反したもの

（４）　落札者の決定

町田市提示の最低売却価格以上で入札した者のうち、最高価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき最高価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない町田市職員にくじを引かせます。

［落札者が契約を辞退した場合］

落札者が契約を辞退した場合は、最低売却価格以上で、第二位の価格の入札者から順次、落札者決定の手続きを実施します。

（５）　契約説明会

日　　時	２０２６年１１月１９日（木）　開札終了後から
場　　所	町田市庁舎　会議室（入札と同じ場所）
必要書類	一般競争入札参加申込書兼受付書の複写

※契約説明会で、契約に必要な書類をお渡しします。

７　契約の締結

落札者は、町田市が定める契約書様式により２０２６年１２月１８日(金)までに契約締結するものとします。

なお、期日までに落札者が契約締結に応じない場合は、落札の効力を失うと共に、落札者が納付した入札保証金は町田市に帰属することになります。

８　売買代金の支払

落札者は、契約締結日から３０日以内（土・日・祝日含む）に下記①・②の金額を契約日当日にお渡しする納付書にてお支払いください。

なお、納付方法は、①及び②を合わせて一括納付いただくか、分けて納付いただくこととなります。

① 契約保証金（落札額の１００分の１０）の残額分※
　※先にお預かりした入札保証金を差し引いた残額分
② 落札金額の残額分

９　所有権の移転及びその他の費用等

① 所有権は、売買代金全額の支払確認後に移転し、同時に引渡しがあったものとします。なお、物件は現状のままの引渡しとなります。草、樹木（根っこ含む）、コンクリートガラ等、電柱等、地中管、地中埋設物、玉垣など、全てそのままの状態で引渡しとなります。移設・撤去の必要がある場合は、落札者の自己負担となります。
② 入札物件については、地下埋設物及び地盤調査を実施しておりません。
③ 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、買受者の請求により町田市が行います。
④ 落札者は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。申込、契約、登記は全て同一名義人となります。
⑤ 売買契約書に使用する収入印紙及び所有権の移転登記に要する登録免許税は、落札者の負担になります。
⑥ 今後、不動産取得税及び固定資産税等が課税されます。

１０　契約上の主な特約

売買契約には次の特約を付します。

なお、第三者に所有権を移転し、または、権利を設定する場合（抵当権を除きます）、この契約上の特約を書面により承継させ、当該第三者に対して、その義務を履行させなければなりません。

（１）　用途の制限

契約締結の日から起算して５年を経過する日までの期間は、以下の用途に供することを禁止します。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これに類する業
② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団の事務所又はこれに類するもの
③ 上記①または②の用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、またはこの物件を第三者に貸すこと

（２）　実地調査等

上記（１）の特約の履行状況を確認するため、町田市は随時、土地の利用状況について実地調査を行います。なお、実地調査等の際には買受者に協力していただきます。

（３）　違約金の徴収

上記（１）の特約に違反した場合、買受者は売買代金の１００分の３０に相当する額を違約金として、町田市に支払うことになります。

空ページ

4. 提出書式

様式①

＊欄は記入しないでください。

受付番号	＊

一般競争入札参加申込書兼受付書

（兼　入札保証金申請書）

町田市長　様

一般競争入札による町田市市有物件の売却について、「市有物件売却のご案内」を確認し、承諾いたしましたので、次のとおり参加申込みいたします。

年　　月　　日

1　申込人　住　所　〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※平日の日中に連絡のとれる電話番号をご記入ください。

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿　TEL ＿＿＿＿＿＿

※　法人の場合、入札を担当される方の氏名をご記入ください。

担当者　＿＿＿＿＿＿＿＿

連名者　住　所　〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿　TEL ＿＿＿＿＿＿

連名者　住　所　〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿　TEL ＿＿＿＿＿＿

※　連名者が4名以上いる場合、白紙等の別紙に住所・氏名・電話番号を記入の上、本書と合わせてご提出ください。

2　参加物件

所　在　地	東京都町田市金井ヶ丘二丁目2308番14 東京都町田市金井ヶ丘二丁目2309番45

3　入札保証金額（下記の金額で納付書を作成します）

金　額										円

【申込みに当たって提出する書類】

・本書･･･1通　・誓約書･･･1通（ご記入・押印の上、お申込みください。）

【入札の日時・場所等】

（1）日　時　　2026年11月19日（木）午前11時～

（※　受付：午前10時～10時45分）

（2）場　所　　町田市庁舎　会議室（受付時にご案内します）

（3）その他　　申込みをされた方には、受付印及び受付番号を押した本書のコピーをお渡しします。こちらは、入札参加者であることを証明する書類となりますので、大切に保管してください。また、入札及び契約説明会場への入場の際に必要となりますので、必ずご持参ください。

市有財産活用課受付印
＊

空ページ

様式②

誓　　約　　書

私は、市有物件一般競争入札の参加にあたり、下記の事項について誓約いたします。

記

1　成年被後見人又は被保佐人ではありません。
2　破産者で復権を得ない者ではありません。
3　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員ではありません。
4　3に掲げる者から委託を受けた者及び関係団体ではありません。
5　入札に際し、「市有物件売却のご案内」、入札物件の法令上の規制等、全てを承知の上、参加いたします。後日、これらの事柄について、町田市に対し、一切の異議及び苦情を申し立てません。
6　この誓約した内容に虚偽があった場合、町田市が入札参加の取消、入札の無効、契約解除を行っても、町田市に対し、一切の異議及び苦情を申し立てません。

年　　月　　日

町　田　市　長　　様

住　所

氏　名　　㊞

連名者　住　所

氏　名　　㊞

連名者　住　所

氏　名　　㊞

※印鑑登録されている印鑑で押印ください。
※連名者が4名以上いる場合は複写して、ご提出ください。

空ページ

様式③

委　　任　　状

代理人　　住　所

氏　名

私は、上記の者を代理人と定め、下記市有物件の売却に関する一般競争入札及びこれらに付帯する一切の権限を委任します。

記

所　　在　　地	東京都町田市金井ヶ丘二丁目2308番14 東京都町田市金井ヶ丘二丁目2309番45

年　　月　　日

町　田　市　長　　様

申込人　住　所

氏　名　　㊞

≪注意事項≫

1　申込人の印は、印鑑登録済み（実印）の印鑑を使用してください。

2　法人代表者で社内代理人の場合でも、委任状が必要です。

3　この委任状は、入札当日、お持ちください。

空ページ

土 地 売 買 契 約 書（案）

売主　東京都町田市を甲とし、買主 《落札者》 を乙とし、甲乙間において次の条項により、土地売買契約（以下「この契約」という。）を締結する。

（売買物件及び売買価格）

第1条　甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を、金《落札金額》円をもって、乙に売り渡す。

所　在　・　地　番	地　目	地積（実測）
東京都町田市金井ヶ丘二丁目2308番14	雑種地	280．29㎡
東京都町田市金井ヶ丘二丁目2309番45	雑種地	219．68㎡
	合　計	499．97㎡

（売買対象面積）

第2条　甲及び乙は、この土地の対象面積を前条の499．97㎡（2筆合計）とし、実測面積との間に差異が生じた場合、互いに異議を申し立てないとともに、売買代金の増減を請求しないものとする。

（代金の支払い）

第3条　乙は、第1条の代金を、この契約の締結日から30日以内に全額、甲に支払わなければならない。先に納付した入札保証金はこの代金に充当するものとする。

2　乙は、第1条の代金のうち、入札保証金を除く金額を、甲が指定する方法により支払うものとする。なお、支払いについては、契約保証金を先に納付し、その後に残金を支払う方法も出来るものとする。契約保証金を先に支払う場合は、落札金額の100分の10以上の額と、残額に分けるものとする。

3　乙が、契約を履行しないときは又は契約を履行しないことが明らかであると認めるときは、納付済みの入札保証金、契約保証金については返還しない。

（延滞金）

第4条　乙は、第1条の代金をその支払期日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該代金の金額につき年14．6パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合は除く。）を支払わなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。

（所有権の移転及び物件の引渡し）

第5条　この土地の所有権は、乙が第1条の代金（前条の延滞金がある場合は、これを含む。）の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2　この土地は、前項の規定により、その所有権が移転したときに、乙に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記）

第6条　乙は、前条第1項の規定により、この土地の所有権が移転した後、すみやかに甲に対し、所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するも

のとする。
2　前項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。
（契約不適合責任）
第7条　乙は、本契約を締結した後において、売買物件に種類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることが出来るものとし、甲は協議に応じるものとする。
（危険負担）
第8条　この土地が、契約の締結の時から引渡しの時までにおいて、天災地変、その他甲乙いずれの責めに帰すことができない事由により滅失または毀損した場合には、甲乙はこの契約を解除することができる。ただし、修復可能な場合は費用負担、所有権の移転及び物件の引渡し時期等について、甲乙協議のうえ定めるものとする。
2　前項によりこの契約が解除された場合、甲は乙に対し、受領済みの金員を無利息にて速やかに返還する。ただし、甲乙共に、この土地の契約の費用、その他要した一切の経費等について、請求できないものとする。
（契約の解除）
第9条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、自らの責めに帰すべき事由によるものであると否とにかかわらず、催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができるものとする。
2　甲は、前項の解除権を行使したときは、乙が負担したこの契約の費用及びこの土地に支出した必要費、有益費、その他一切の費用を返還しない。
（損害賠償）
第10条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないことにより、損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。
（用途の制限）
第11条　乙は、この契約の締結日から5年間、この土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業の用に供してはならない。
2　乙は、この土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。
3　乙は、この契約の締結日から5年間、第1項、又は第2項の用に供されることを知りながら、第三者に対し所有権を移転し、又はこの土地を貸してはならない。
（禁止用途の承継義務等）
第12条　乙は、第5条に規定するこの土地の引渡しの日から5年以内に、第三者に対し、この土地の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、その残存期間について、前条に定める義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に、前条に定める義務に違反する使用をさせてはならない。
2　乙は、第5条に規定するこの土地の引渡しの日から5年以内に、第三者に対し、この土地に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、その残存期間について、前条に定める義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に

対し、前条に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

3　前項における当該第三者の前条に定める義務の違反に対する責務は、乙が負わなければならない。

（実地調査）

第13条　甲は、第11条、又は第12条に定める特約の履行状況を確認するため、この土地の利用状況について、随時、実地調査を行うことができる。

2　乙は、正当な理由なくして前項に定める実地調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

（違約金）

第14条　乙は、第11条、又は第12条に定める義務に違反したときは、甲に対し、違約金を支払わなければならない。

2　前項の違約金の額は、この土地の売買代金の100分の30に相当する額とする。

（原状回復義務）

第15条　乙は、第9条により、この契約が解除されたときは、甲の指定する期日までにこの土地を原状回復し、返還しなければならない。ただし、甲がこの土地を原状回復することが適当でないと認めたときはこの限りでない。

（契約等の費用）

第16条　この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第17条　この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意裁判所とする。

（疑義の決定等）

第18条　この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第19条　乙は、この契約を締結するにあたり、以下に記載する事項について承諾し、甲に対して、一切の異議申し立て及び訴えは行わないものとする。

（1）　当該土地の敷地内に、隣接地に跨がる擁壁や法地などがあるが現状渡しとなること。

（2）　下水道供給処理区域外で、浄化槽の設置等が必要であること。

（3）　現地にて全ての境界標を確認しているが、境界標の設置状況が地積測量図等と異なる場合（移動、破損、亡失など）も再測量、再設置はせずに現状渡しとなること。

（4）　当該土地の地下埋設物及び地盤、土壌汚染その他の調査は行っておらず、調査費用などが発生する場合、または隠れた瑕疵があった場合には、買主の負担となること。

甲と乙とは、本書2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

2026年　　月　　日

甲　東京都町田市森野二丁目2番22号
東京都町田市
町田市長　稲垣　康治

乙　……

……

町田市契約における暴力団等排除措置に関する特約

（総則）

第１条　この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

この特約の記載内容が他の契約書面と相違するときは、この特約の記載内容を優先して適用する。

（用語の定義）

第2条　この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

（1）甲　町田市をいう。

（2）乙　町田市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。

（3）暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するもの。

（4）暴力団員等　暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

（5）反社会的勢力　暴力団、暴力団員等、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行う者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行う者又は団体。

（6）不当要求行為等　次に掲げるものをいう。

ア. 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為

イ. 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為

ウ. 正当な理由なく面会を強要する行為

エ. 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不　当に要求する行為

オ. アからエまでに掲げるもののほか、工事現場の秩序の維持、安全確保又は工事の実　施に支障を生じさせる行為

（7）役員又は使用人　個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員。

（乙が反社会的勢力であった場合の甲の解除権）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除又は解約することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

第3条

（1）本人、役員又は使用人が反社会的勢力であるとき。

（2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（3）本人、役員又は使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、反社会的勢力に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（4）本人、役員又は使用人が、乙、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力の威力又は反社会的勢力を利用するなどしていると認めら

れるとき。

（5）本人、役員又は使用人が、反社会的勢力と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

（6）本人、役員又は使用人が、この契約の履行のために締結する契約において、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら当該契約を締結したと認められるとき。

（7）乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をこの契約の履行のために締結する契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

2　乙が前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、甲は、乙に対し、契約金額の 10 分の1に相当する額を違約金として請求することができる。

3　前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。

4　第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、すでに解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して違約金を支払わなければならない。

（反社会的勢力を排除するための連携）

第4条　甲及び乙は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

（不当要求行為等を受けた場合の措置）

第5条　乙は、この契約の履行にあたり、以下の事項を順守しなければならない。

（1）この契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。

（2）この契約の履行のために締結する契約の相手方（以下「当該相手方」という。）が、不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該相手方を指導すること。当該相手方から報告を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。

2　乙は、この契約の履行のために締結する契約において、第3条第1項及び前項により乙が順守を求められていると同様の内容を規定しなければならない。

3　乙が第1項の報告、届出等を怠ったときは、甲はこの契約を相当な期間を定めて催告の上、解除することができる。当該相手方が報告を怠った場合も同様とする。

4　第3条第2項から第4項までの規定は、前各項の場合に準用する。

【参考 ： 関係法令】

▽地方自治法施行令（抄）

第百六十七条の四　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることはできない。

▽風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抄）

第二条　この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一　キヤバレー、待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

二　喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた客席における照度を十ルクス以下として営むもの（第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。）

三　喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの

四　まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

五　スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれを随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技させる営業（前号に該当する営業を除く。）

5　この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

▽暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六　暴力団員　暴力団の構成員をいう。

※　最新の法令は、参加申込み前に、ご自身で確認をお願いいたします。

★町田市庁舎への交通アクセス

○電車でお越しの方

小田急線町田駅西口から徒歩約 8 分。

JR 横浜線町田駅中央口・小田急線連絡口から徒歩約 11 分。

○バスでお越しの方

「町田市役所　市民ホール前」下車。

○車でお越しの方

町田市役所に併設する立体駐車場をご利用いただけます。

1. 来庁者の方は、駐車券を庁舎内へ必ずお持ちください。
2. 用務先の課で駐車券に確認スタンプを押してもらった後、1 階総合案内で無料処理を受けてください。
3. 用務終了後は速やかに出庫してください。一定の時間を超えると有料になります。
   ※用務以外の駐車時間は有料になります。

お問合せ

・町田市　財務部　市有財産活用課　財産活用係（市庁舎5階　504窓口）
（土・日・祝日を除く　午前8時30分から午後5時）
電話：042（724）2151（直通）　／　FAX　：　050（3085）5311（直通）

・町田市代表電話　（年中無休　午前7時から午後7時）
電話：042（722）3111　／　Eメール　：　5656@machida.call-center.jp

・町田市ホームページ
「事業者の方へ」⇒「入札・契約」⇒「市有物件の貸付・売却」⇒「市有物件売却の概要」
⇒「一般競争入札売却」